

病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付要綱

令和8年4月7日制定 健第137号

(目的)

第1 薬剤師の県内の病院への就職及び定着を促進するため、「病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金実施要綱」(令和8年4月7日付け健第137号)に基づき、県内の病院の開設者等が正規雇用した薬剤師に対して奨学金償還を支援する事業を行う場合に要する経費に対して、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学及び大学院をいう。
- (2) 奨学金 大学等の修学のために貸与を受けた本人による償還が必要な独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他知事が適当と認める奨学金をいう。ただし、特定分野や企業等の人材確保、地域への定着を目的とするもので償還を免除されるものを除く。
- (3) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項に基づく開設の許可を受けた病院をいう。
- (4) 正規雇用 期間の定めのない労働条件の雇用又は任用(以下「雇用等」という。)であって、所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同じであり、就業規則又は条例その他これらに準ずる規定に基づく、賃金の算出方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用等を前提とした待遇が適用されている雇用等をいう。

(補助対象事業者)

第3 補助金の交付の対象となる病院(以下「対象施設」という。)として、県の登録を受けている病院の開設者(県立病院にあつては、事業管理者。以下「補助事業者」という。)とする。

2 対象施設の登録を受けようとする病院は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 県内で開設している病院であること。
- (2) 当該病院において、正規雇用した薬剤師に対し奨学金償還を支援するための制度(以下「奨学金償還支援制度」という。)を設けていること。
- (3) 知事が定めた要件を満たす研修プログラム(以下「研修プログラム」という。)を策定していること。
- (4) 次の全てについて誓約できること。
 - ア 奨学金償還支援制度により、支援を受ける薬剤師(以下「支援対象者」という。)に対して奨学金償還を支援するための支援金の支給(対象施設が支援対象者に代わって奨学金貸

与機関に送金する場合を含む。以下同じ。)を行うこと。

イ 支援対象者に対して、研修プログラムを受講させること。

ウ 次のいずれにも該当しないこと。ただし、国、県、市町村その他これらに準ずるものについては、適用しない。

(ア) 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号の暴力団又は同条第3号の暴力団員と密接な関係を有すること。

(イ) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していないこと。

(ウ) 労働関係法規等の法令に違反していること。

(エ) 労働保険料、社会保険料を滞納していること。

(オ) 県税を滞納していること。

(カ) その他、本事業の信頼を損なうおそれがあること。

エ この事業を通して得た個人情報については、個人情報保護のため、責任をもって適正に管理し、当該事業の目的以外には一切使用しないこと。

オ 知事の求めに応じて、県の実施する調査等に協力すること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第4 第1に規定する経費は、別表第1のとおりとし、これに対する補助額は、支援対象者ごとに同表に定める補助基準額、補助対象経費に係る実支出額及び総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して最も少ない額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

2 前項の規定により算出された補助額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助の目的、概要及び補助金交付決定額の変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、対象施設に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その対象施設等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受けるものに対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、

帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 対象施設は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助基準額
補助事業者が、支援対象者に対して奨学金償還を支援するために支給する支援金。支援対象者 1 人につき、通算して 6 年間の限度とする。	次のいずれか低い額 1 支援対象者 1 人当たり 50,000 円に補助対象期間の月数を乗じた額 2 支援対象者がその年度に償還した奨学金の償還額。ただし、本事業と他の奨学金償還支援事業と併用する場合、対象となる奨学金の償還額から、他の制度の支援予定金額を控除した額を補助基準額とする。

別表 2

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部	別に定める
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	病院薬剤師奨学金償還支援事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 4 号 第 2 号 第 3 号	1 部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金請求書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号	1 部	当該事業が完了若しくは中止、廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い時期までに